

令和2年度阿蘇くまもと空港団体利用促進事業実施要項

(趣旨)

第1条 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会会長（以下「会長」という。）は、阿蘇くまもと空港の国際線の振興を図るため、同空港発着の国際定期便を利用して海外へ旅行する団体（以下「助成事業者」という。）に対し、予算の範囲内において助成を行うものとし、その実施についてはこの要項に定めるところによる。

(助成の対象等)

第2条 助成事業者は、構成人数が6人以上の熊本県の団体（取扱旅行会社を除く）とする。ただし、次のいずれの条件も満たすものとする。

(1) 阿蘇くまもと空港発着の国際定期便を片道又は往復利用すること。ただし、予定便の欠航や気象条件等に伴い、他空港を利用した場合を除く。

(2) 構成人数の半数以上が熊本県内に居住すること。

(3) 構成人数に添乗員を含まないこと。

2 助成金は、渡航及び宿泊に要する経費に充てなければならない。

3 助成金の額は、1人につき片道2,500円（往復5,000円）とする。

ただし、1助成事業者当たり30万円を限度とする。

4 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会が実施する、他の助成事業（教育・スポーツ文化・交流助成事業を除く。）との重複適用はできないものとする。

(助成金の申請)

第3条 助成を申請する助成事業者は、渡航日から数えて14日前までに、助成申請書（別記第1号様式）等を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本要項の施行日から令和2年7月14日までに実施した助成事業者は、申請を行うことができる。

(助成の決定)

第4条 会長は、助成の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の対象として適当と認めるときは、速やかに交付決定をするものとする。

2 会長は、助成の決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付すことができる。

3 会長は、第1項の決定をしたときは、速やかに助成決定通知書（別記第2号様式）を助成事業者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第5条 助成事業者は、助成事業の実施に当たって、事業内容の変更等の事由が生じたときは、助成金額が減額となる場合を除いて、遅滞なく会長に文書（別記第3号様式）で報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があった場合及び事業内容の中止又は取下げの事由が確認できた場合は、必要に応じて助成金額の変更、取消しの決定を行うものとする。

3 会長は、第2項の決定をしたときは、速やかに助成変更決定通知書（別記第4号様式）を助成事業者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第6条 助成の決定を受けた助成事業者は、事業が終了したときは、終了した日から起算して30日以内に、実績報告書兼請求書（別記第5号様式）を会長に提出しなければならない。

(助成金の確定及び交付)

第7条 会長は、前条の実績報告を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めるときは助成金の確定を行い、助成金確定通知書（別記第6号様式）を助成事業者に通知し、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 会長は、助成金の交付を受けた助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、助成の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の交付の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。

附 則

この要項は、令和2年7月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

令和2年度阿蘇くまもと空港団体利用促進事業助成申請書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫様

申請者	住所	〒 -
	団体名	
	代表者名	印
	電話番号	

令和2年度阿蘇くまもと空港団体利用促進事業として助成を受けたいので、同事業実施要項第3条の規定により、次のとおり申請します。

実施予定期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
行 先	
利用者数	人 (※添乗員は含めない)
利用予定の 航空便	年 月 日 () () 空港発 便 年 月 日 () () 空港着 便

取扱旅行社	連絡先 電話番号	
	担当者名	

【添付書類】利用者名簿(利用者全員の氏名及び住所が記載されたもの)

別記第2号様式(第4条関係)

令和2年度阿蘇くまもと空港団体利用促進事業助成決定通知書

阿くま空振第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者) 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫

年 月 日付けで申請のあった令和2年度阿蘇くまもと空港団体利用促進事業の助成金については、次のとおり決定しましたので、同事業実施要項第4条の規定により通知します。

なお、助成金の申請、使用にあたっては、下記の遵守事項に十分留意ください。

助成決定額	金 円
遵守事項	(1)助成金の交付決定を受けるに当たって、偽りその他不正な手続きを行わないこと。 (2)助成金を他の用途に転用し、又は助成決定の内容及び条件、指示等に違反しないこと。 (3)事業内容の変更等の理由が生じたときは、同事業実施要項第5条に従い、速やかに報告すること。 ※上記の事項に違反が認められた場合は、助成金の返還を求めることとなります。

別記第3号様式(第5条関係)

令和2年度阿蘇くまもと空港団体利用促進事業
変更報告書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫様

申請者	住所	〒 -
	団体名	
	代表者名	印
	電話番号	

年 月 日付け阿くま空振第 号で助成決定通知のあった令和2年度阿蘇くまもと空港団体利用促進事業について、下記のとおり計画を変更したいので、同事業実施要項第5条の規程により、関係書類を添えて報告します。

1 変更の理由

--

2 変更内容

変更前	
変更後	

申請団体 担当者名		連絡先 電話番号	
取扱旅行社		連絡先 電話番号	
		担当者名	

【添付書類】利用者名簿（利用者全員の氏名及び住所が記載されたもの）

別記第4号様式(第5条関係)

令和2年度阿蘇くまもと空港団体利用促進事業助成変更決定通知書

阿くま空振第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者) 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫

年 月 日付けで報告のあった令和2年度阿蘇くまもと空港団体利用促進事業の助成金については、次のとおり変更決定しましたので、同事業実施要項第5条の規定により通知します。

なお、助成金の申請、使用にあたっては、下記の遵守事項に十分留意ください。

助成決定額	変更前	金 円
	変更後	金 円
遵守事項	(1)助成金の交付決定を受けるに当たって、偽りその他不正な手続きを行わないこと。 (2)助成金を他の用途に転用し、又は助成決定の内容及び条件、指示等に違反しないこと。 (3)事業内容の変更等の理由が生じたときは、同事業実施要項第5条に従い、速やかに報告すること。 ※上記の事項に違反が認められた場合は、助成金の返還を求めます。	

別記第5号様式(第6条関係)

令和2年度阿蘇くまもと空港団体利用促進事業実績報告書兼請求書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫様

(団体名)

(代表者名)

印

年 月 日付け阿くま空振第 号で助成決定通知のあった令和2年度阿蘇くまもと空港団体利用促進事業について実施しましたので、同事業実施要項第6条の規定により報告します。

実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
行 先		
利 用 便	年 月 日 () 空港発 便 年 月 日 () 空港着 便	
利用者数	人 (※添乗員は含めない)	
請 求 金 額	金 円	
振 込 口 座	金融機関名	銀行 支店
	口座番号	(普通・当座) ※お間違えないようご記入ください。
	フリガナ	
	名 義	
取扱旅行社	連絡先 電話番号	
	担当者名	

【添付書類】参加者全員の航空券の半券

航空券半券の貼付け台紙としてご利用ください。

1. 往路 月 日（熊本－_____） 【便名】 _____便 【利用者】 _____名

2. 復路 月 日（_____－熊本） 【便名】 _____便 【利用者】 _____名

別記第6号様式（第7条関係）

令和2年度阿蘇くまもと空港団体利用促進事業助成金確定通知書

阿くま空振第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者名） 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会 長 蒲 島 郁 夫

年 月 日付けで実績報告のあった令和2年度阿蘇くまもと空港団体利用促進事業の助成金については、次のとおり確定しましたので、同事業実施要項第7条の規定により通知します。

助成確定額	金 円
実施期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
訪問先	
利用者数	人
利 用 便	年 月 日（ ）（ ）空港発 便 年 月 日（ ）（ ）空港着 便